

⑤ 5045

丹比紀上3% 126
紀下402'1行
⑤494'1月2時 5.037^P

たの
たての

555の122
たつの紀下418^P
よう、223行

に相当する()
に擬されるようである。
・特に、難波の方から望む()生駒・金剛の山
なみ()は、()阿蘇の外輪山()をおもめせる。
(既述)
このように見方をする時、
奈良盆地を西流してきた泊瀬川が峡谷に入
ってすぐ北岸にある龍田の()立野()は、
阿蘇の南郷谷を西流してきた白川が外
輪山開口部の峡谷に入ってすぐ北岸にある
立野()に、まさにピッタリと符合する。
といえそうだが
なる。
■そして、双方の()立野()の西方に、()大津
がある。ように思われる。
①天武紀元年七月二日条に、こう記されている。
「()會に、()大和國の高安城から()西の方を
臨み見れば、大津・丹比の兩の道より、軍衆
多に至る。云々」(既述)
・また、延喜神名式、河内国丹比郡に()大
津神社()今、大阪府羽曳野市北宮所在()があ
る。()「日本書紀」()「日本古典文学大系」()岩波

かいせき 5,038^P
 かいせき 352^P (道路、河を渡ること)
 かいせき 424^P 三野—北宮内 10km
 かいせき 1265^P 菊池郡 122^P 5分合、地図
 かいせき 1703^P 全本母のすきあ81^P 6^P 証公

書店、四〇二頁迄二参照
 一、大和国龍田の立野の西方一〇
 二、大津の西方一〇
 三、大津の西方一〇
 四、大津の西方一〇
 五、大津の西方一〇
 六、大津の西方一〇
 七、大津の西方一〇
 八、大津の西方一〇
 九、大津の西方一〇
 十、大津の西方一〇
 十一、大津の西方一〇
 十二、大津の西方一〇
 十三、大津の西方一〇
 十四、大津の西方一〇
 十五、大津の西方一〇
 十六、大津の西方一〇
 十七、大津の西方一〇
 十八、大津の西方一〇
 十九、大津の西方一〇
 二十、大津の西方一〇
 二十一、大津の西方一〇
 二十二、大津の西方一〇
 二十三、大津の西方一〇
 二十四、大津の西方一〇
 二十五、大津の西方一〇
 二十六、大津の西方一〇
 二十七、大津の西方一〇
 二十八、大津の西方一〇
 二十九、大津の西方一〇
 三十、大津の西方一〇
 三十一、大津の西方一〇
 三十二、大津の西方一〇
 三十三、大津の西方一〇
 三十四、大津の西方一〇
 三十五、大津の西方一〇
 三十六、大津の西方一〇
 三十七、大津の西方一〇
 三十八、大津の西方一〇
 三十九、大津の西方一〇
 四十、大津の西方一〇
 四十一、大津の西方一〇
 四十二、大津の西方一〇
 四十三、大津の西方一〇
 四十四、大津の西方一〇
 四十五、大津の西方一〇
 四十六、大津の西方一〇
 四十七、大津の西方一〇
 四十八、大津の西方一〇
 四十九、大津の西方一〇
 五十、大津の西方一〇
 五十一、大津の西方一〇
 五十二、大津の西方一〇
 五十三、大津の西方一〇
 五十四、大津の西方一〇
 五十五、大津の西方一〇
 五十六、大津の西方一〇
 五十七、大津の西方一〇
 五十八、大津の西方一〇
 五十九、大津の西方一〇
 六十、大津の西方一〇
 六十一、大津の西方一〇
 六十二、大津の西方一〇
 六十三、大津の西方一〇
 六十四、大津の西方一〇
 六十五、大津の西方一〇
 六十六、大津の西方一〇
 六十七、大津の西方一〇
 六十八、大津の西方一〇
 六十九、大津の西方一〇
 七十、大津の西方一〇
 七十一、大津の西方一〇
 七十二、大津の西方一〇
 七十三、大津の西方一〇
 七十四、大津の西方一〇
 七十五、大津の西方一〇
 七十六、大津の西方一〇
 七十七、大津の西方一〇
 七十八、大津の西方一〇
 七十九、大津の西方一〇
 八十、大津の西方一〇
 八十一、大津の西方一〇
 八十二、大津の西方一〇
 八十三、大津の西方一〇
 八十四、大津の西方一〇
 八十五、大津の西方一〇
 八十六、大津の西方一〇
 八十七、大津の西方一〇
 八十八、大津の西方一〇
 八十九、大津の西方一〇
 九十、大津の西方一〇
 九十一、大津の西方一〇
 九十二、大津の西方一〇
 九十三、大津の西方一〇
 九十四、大津の西方一〇
 九十五、大津の西方一〇
 九十六、大津の西方一〇
 九十七、大津の西方一〇
 九十八、大津の西方一〇
 九十九、大津の西方一〇
 一百、大津の西方一〇

*

49.5.20(火)
45.12.16(木)田
→

5036 5分

5036 5分
天武紀4年(675)4月10日
5,039P

小枝
950' 幹
あ3は 頭 271P

天武天皇
日本(利年) 345' 389P

5040-8 5分
5705' 下418'

風神の宮 (龍田神社)

奈良県生駒郡三郷村大字立野の
立野社 (別名、龍田神社) の社伝による

「崇神天皇の朝、五穀の凶作数年に及び、
帝深く軫襟を悩ませ給ひしに、夢に風

神頭水て、
我宮を大和國龍田立野に定め、斎き祀る

との夢告を受け、感悟の後ちえを創建すと云

天武天皇三年(即位の年を元年として三年の意
であらう) 風神を龍田立野に祀り、風神

祭に水より始まる。云々

とある。(「日本社寺大観」名著刊行会、三
八九頁へ龍田神社。同三九五頁へ龍田神社参照)

この社伝、および天武紀四年四月十日条を
総合すると、(前項の) 龍田神社

を創建して、風神を斎き祀られたか、

H 9.5.21(4)
H 5.12.17(金) 紀F319:21
→

へきえん
僻遠 1990^p

5,040^p 1/8

「小町」156^p
報(1)96
(1)132^p 市5716^p
矢の水分

とせつ 1605^p
途絶 とたまること

その後、何故か途絶し、天武天皇が再び大和
国龍田立野に風神を祀られた。
ようにも受けとれる。
― 風神が二度祀られた。―
というのは、少々奇妙なようにも感じられる。
あるいは、次のように解すべきなのか
も知れない。
① 崇神天皇（もろくは継体天皇）の御代に
風の神の夢告があったので、阿蘇外輪山開口
部の立野に風神の宮が創建された。
② 聖徳太子の理念に従って、大倭国（肥後国）
は、たんなる僻遠の地とみなされることにな
り、多くのものが打ち捨てられ、もろくは倭
国（大和国）へ移されていった。
③ 天武四年（六七五）四月十日、大倭国（肥
後国）立野の風神の宮が、― 地理的
― 大和様の所といえる倭国（大和国）龍田立野
へ移され、風神祭（風水の宮なまを祈る
祭）が行われた、

5,040^P-2/8

H17(2005)9.16(金)⑥
安永田遺跡に類文有る。

のではなからうか

*

④ 熊本平野と阿蘇盆地

熊本平野と阿蘇盆地とを繋ぐ狭隘な切欠

通部 位置してゐる立野にあたりは、風の

り道になつてゐる

と、いえうであらう

① 西風が吹く時、熊本平野から吹き上げられ

て来る風が、次第に集まつて強風となり、

② 東風が吹く時、阿蘇盆地内の西端へ集まつ

てきた風が、立野あたりの隘路を一気に

吹き抜ける

③ 阿蘇盆地への出入口部に立野は、まさ

く、風神を祭るのに相応しい所である

*

√ 5.039^p

白木社寺大観 395^pルビ有る

馬郡三郷村大字立野
 龍田神社
 龍田大社
 立野社・本宮ともいう生

① 社格 しゃかく
 ② 祭神 さいじん
 ③ 沿革 えんかく
 へ 屈の神 かぜのかみ
 官幣大社 くわんぺだいしゃ
 屈神の宮 かぜのかみや
 の項 こう
 冒頭 もうとう
 への への
 を通 をとお

④ 例祭日 四月四日 廣瀬龍田祭
 ⑤ 撰社末社 龍田比古神社 末社 龍田比古神社
 賣神社 秋まつり 女神

② 祭神 ^{たうた} 龍田比古神
 ① 社格 ^{たうた} 龍田神社
 町 龍田 ^{たうた} 龍田神社
 秋 ^{あき} の女神 ^{めがみ}
 龍田比古神 ^{たうた} 龍田比古神

20頁 14⁹
5040⁹
-5/813⁹

5,040⁺-4/8

42-1 OK 禱^{トウ}祈^ノの頭^{カビ}をたれていの3

③沿革 延喜式に、龍田比古・龍田比女神社二
座^{イハ}とあるものなり。聖徳太子法隆寺を建^{タテ}
給^{たま}ふ時^{トキ}、その建^{タテ}立^リの地^チを神^{カミ}祇^ギに乞^こひ禱^{イハヒ}み給^{たま}ふ
毎月^{毎月}下^下斑鳩宮^{イカルガハミヤ}より、彼^{カノ}立^{タテ}野社^{ノヤ}（~~龍田比古~~）
田神社^{タノヤ}に参詣^{サンギ}し給^{たま}ひし。か下^下法隆寺成就^{ホウリョウジ}の後^{ノチ}
ち寺^{テラ}の中^{ナカ}護^ゴ神^{カミ}として勧請^{カンセイ}し給^{たま}ふものなり。
も^もと立^{タテ}野社^{ノヤ}の撰社^{センシャ}にして、その本宮^{ホンミヤ}と云^イへ
るに對^{モト}し、新宮^{ニミヤ}と稱^{ナヅケ}す。今、県社^{ケンシャ}に列^{レツ}せり。
という。日本社寺大觀^{ニッポンシャジダイカン}に神社編^{シンシャヘン}下^下藤本弘^{フジモトヒロ}
三郎^{さんらう}、名著刊行会^{ミョウショクカンギョウカイ}下^下昭和四十五年四月二十日^{しやわしよごごねんしがつにじふにち}
発行^{いはん}下^下三八九頁^{さんぱくきゅう}（本宮^{ホンミヤ}）下^下三九五頁^{さんきゅうご}（新宮^{ニミヤ}）
参照^{さんしやう}）
不明^{ふめい}な点^{テン}も多^{おほ}い。か下^下こう解^{かい}釈^{しやく}してみた^ミい。
田^タ継^{けい}体^{たい}天皇^{てんたう}の御代^{ごだい}に、風^{かぜ}の神^{カミ}の夢告^{むこく}に、たか
つて、阿蘇^{アソ}外輪山^{ガイリンサン}切欠部^{キリサケベ}に、風神^{カゼノカミ}の宮^{ミヤ}を創^{ソウ}
建^{ケン}した。阿蘇^{アソ}隆^{リョウ}寺^ジ成就^{じゆじゆ}の後^{ノチ}、宇護^{ウゴ}神^{カミ}として、阿蘇^{アソ}外輪^{ガイリン}
山^{サン}切欠部^{キリサケベ}の立^{タテ}野社^{ノヤ}（風神^{カゼノカミ}の宮^{ミヤ}）を勧請^{カンセイ}し

5.040^P - 5/8

H29(2017) 8.24(木) AM 9:20
阿蘇立田から大和立田へ参りたのたろう、と
⑤5036 8斤 思ひ違ひた

生駒郡龍田町龍田に祭った。(新宮)
天武天皇四年(六七五)四月十日、阿蘇外
輪山切欠部の日風神を龍田の立野(奈良
県生駒郡三郷村大字立野)へ遷して、祠
た。(本宮) 前9斤
という経緯があったのたろうと想像される。
(写真図版 771・772 第527図 第10表へ肥後国
の法隆寺参照)
今後の研究を待ちたい。
なお、

平城京の東北域に、佐保姫(春をつかさど
る女神)の西南域に、龍田姫(秋をつかさど
る女神)が配されたのだった。

⑤5036 5斤

⑤5036 5斤 11斤

前26 5斤

5040P-6/8

右は、適宜カット下さい。

- ・カラー
- ・右頁上半分に大きく掲載下さい。



13QG

いかるがさんぽ

14QG

写真図版 771 ^{たつた}龍田神社 (^{たつたたいや}龍田大社・^{ほんぐう}本宮) [^{かぜ}風 ^{かみ}の神 ^{まつ}を祀る]

「斑九島散歩24コース」奈良県高等学校教科等研究会歴史部会、山川出版社、2008年8月30日発行、口絵参照

5,040⁷ - 7/8

- ・ カラー
- ・ 右頁下半分にはみえて大きく掲載下さい。



上は適宜カット下さい。

← 法隆寺をたい大きいゴケに下下さい。(茶色)

中心ふりわけ
13QG

14QG

第527図

龍田神社(龍田大社) 廣瀬神社近傍図

「奈良さわやかさんぽ」山と溪谷社 2010年3月30日発行 71頁参照 331^P

5,040^P-8/8

→ カット

・左頁上半分に
大きく掲載
下さい。



14QG

写真図版 772

たつ 龍
龍

龍田神社 (新宮)

ト
あき あがみ たつた ひめがみ まつ
秋の女神 龍田比女神を祀る

→ 5040^P-8/8 195

13QG

11かきさんぽ
「斑鳩散歩24コース」

奈良県高等学校教科等研究会歴史部会

山川出版社 2008年8月30日発行 124頁参照

「さて」 5031P
5059P

5040-1/2 13P

河川行 477P

河川行 477P

477P

平元 3/19 回

河川行 5,041P

5040-4/8

河合村

河川行 477P

ということであつたろうか、と想像される。

大忌神の宮（広瀬神社）

（方）広瀬の河曲（奈良県北葛城郡河合村）

川合）は、龍田の立野から泊瀬川を東へ溯つ

てすぐのところ、南流する富雄

川と、西北流後西流する泊瀬川とが合流

する地矣口川合ににある。

ここに興味深いことに、広瀬大忌祭の祝詞

には、興味深いことに、

「広瀬の川合に」昭和五十七年十月第二版七刷発行

とある。（「広辞苑」へ「川合」参照）

この祝詞から推察すると、

「その昔から常に富雄川と泊瀬川との川合（川

と川とが合流する所近傍）に大忌神は祭られ

現在に至っている合流点の位置は動い

ていないの（方）あうう✓

と思われ。 （方）あうう✓

さて、この倭国（大和国）の広瀬の河曲（河

なお、合流点の位置が動いたか否かについては、分からない。

5,041^P-2/2

- ・カラー
- ・左頁上半分に
掲載下さい。
- ・少し明るく
しておいて下さい。



この範囲の
中央白砂
部分のヨコ
H/V

13GG

14GG 史実図版 773

川合に鎮座する『^{ひがせ}広瀬神社』

日本の山河 ①『奈良』奈良本辰也監修、国書刊行会、昭和55年8月25日発行、44頁参照、^{334^P}

山共谷 568P

2129P
5,042P

紀上90P 記圖57P
日本書 391P
元行 176P

熊本県内

合村川合は、大倭国（肥後国）のどの地矣
に相当するといえようか。
あるいは、阿蘇外輪山開口部の立野から、
白川を東へ溯つてすぐのところ、
南流する黒川と、西北流する白川
とが合流する地矣。川合（川と川とが
う所）に、そもそも大忌神は祭られていた
のかも知れない。
■玄瀬神社の祭神は、稻荷神社と同一神。若
宇迦賣命（食物、殊に稻をつかさどる稻荷
神）である。
■そして、大忌祭は、山谷の水が甘水と
なつて水田をうるおし、五穀を稔らせること
を祈る祭である。（日本社寺大観）へ玄瀬
神社へ稻荷神社（伏見稻荷）へ。玄瀬苑
へ宇迦御魂。日本書紀（日本古典文学大系、四八頁注二参照）
この大忌祭の意味からすれば、
へ本来、大忌神の宮は、奈良盆地の
平坦部（位置する所、富雄川と泊瀬川の合
（合流矣）よりも、一熊本平野の
東方、阿蘇峡谷内の黒川と白川との川合（合

あたり ⑤5036
1347

5,043P

流(る) (あたり) あたりにあっ たうう ✓
と 考 え た 方 が 似 (に) っ か わ ー い よ う に 思 わ れ
る 。
よ り

*

そ 小 水 池 は こ こ に 入 っ ち 廣 瀬 神 社 の 縁 起 を 見 て み

往古 265P
大昔

往古 1296P
大昔

往古 289P
大昔
468P
828P

往古 391P
大昔

往古 289P
大昔
120P

改行 5044P

改行 改行

ト
ることによう。
「崇神天皇（あるいは継体天皇か）の御代
当村の里長藤時の門外に、束帯を着け、容貌
端正にして、霊香甚だ薫一王異人來り、里長
に託して曰く、里長の家の北方に水足池と称
する一龍池ありて、其底下は龍宮城に當る故
此地の上に社壇を建立せよと言ひ訖て姿を消
明旦（明朝）水足池に至りて見れば龍池変りて
陸地となり居たり。茲に於て藤時大に驚き感
して朝廷に奏聞す。因りて勅命により使を遣
し、諸司百官に命じて社殿を造營せしめ給ふ
と云ふ。天武天皇十三年七月当社（大和の川合
に行幸あり。光仁天皇宝龜九年六月特に参議
正四位左大辨藤原朝臣是公及び肥後守從五位
下藤原朝臣是人を遣はし奉幣して、風雨調和
して、五穀豊穰の祈願あり。云々
とある。（「日本社寺大観」）名著刊行会八
瀬神社（
もいかうたら、往古には、
黒川と白川との合流あたりに存在した

小林 88P
「大昔」
「大昔」
「大昔」
「大昔」

水足池(龍池)の底の下は、
山西麓の龍宮城(大倭国の都)に通じて
いる。タクマが原
と信じていたのかも知れない。
崇神天皇(継体天皇)の御代
に、水脈の變動があつて、突然、
足池(龍池)の水が干上つてしまつたのだろ
う。
この異変に驚いた藤時は、朝廷へ奏
聞に及び、因つて勅命により、
忌神の社殿が造営されたように思われる。
そして天武四年(六七五)四月十日、
神と共(大忌神)も倭国(大和国)へ移
したであらう。(風神・大忌神)の禊祓頭「天武紀四年四月十日条」
なお、翌年の天武紀五年四月四日条に、
龍田の風神・広瀬の大忌神を祭る
とあり、これ以後、恒例行事として日本書紀
に頻出するが、以下省略する。

おはよう 2083P 変哲 2005P 見る影 2139P 小林 253P 推 432P 小林 432P 受け継ぐ 187P 2264P 5.046P 5051P 紀下358P 672P 663P

おはよう
妖言

5048P 下

でない

38

聖徳太子以降の代々の天皇によって受け継がれてきた「理想の世」への大変革は、村江での敗北、並びに天下を揺がす日壬申の乱の一時期的に止むなく中断されていった。とはいえず、天武天皇によって、再び推進められていったようである。それは、全てを抛っての懐しさだったのではなからうか。東の倭国(大和国)および西の大倭国(肥後国)の繁栄が、このまま続いていくならば、いつまた東西に分かれるの内乱が勃発するかも知れないわけである。ここに、大倭国(肥後国)の往古からの数多くの文化遺産が壊されて姿を消し、ゆきもくは次から次々と東(近畿地方)へ移されていった、と想像される。栄華を誇った大倭国(肥後国)は、急速に見る影も無く荒廃していった。遅かれ早かれ、大倭国(肥後国)は、取り立てて言うべきことのない田舎に為り変った。いまゆなけければならない。

馬鹿な子 練める 105 5050 10 1086 5.047P
「当時」 5050 10 1086
こと 肥田と同様

1830 証拠 1089P
性急 小林388P
夜も日に継ぐ 2265P
決行 692P
決行して実行すること
隠滅 1470P
工作 738P
取り毀 1627P
承知 1101P

天武天皇は、世の人々の渦巻くような非難
のなかで、証拠隠滅を強行されたよう
心ならずも、証拠隠滅を強行されたよう
に推察される。
一方、奈良盆地北端、大湿原の埋め立て工
事が、夜を日に継いで、性急に続けられてい
ったのであろう。
● 全国から集められた人々は、泥まみれにな
り、重労働に喘いでいた。
＊ このような、大倭国（肥後国）の荒廃促進
政策や、いつ終わるか分からない倭国（大和
国）の平城の地の埋め立て事業、等々の多々
か、心ある人々の眼に、
「当然中止せねばならない」狂気にみた行為
と映ったことであろう。
「俺達ば、一体、何の爲に命をかけて戦っ
たのだ。こんな世の中を望んだわけではない
」そうだ、何かが間違っている。
「このころの国政のありさまを憂い、勇気を
振り絞って忠告し、練める者が、あいついだ
」

天武四年（六七五）四月八日 天武天皇

罵詈雑言

おも たけ ん
思いの丈 326P

お世へない 元
紀下420P未2行
5,048P

因幡でない。
万①-23P 紀下49P1行
三位

お世へない 元
815P
二ば ん
拒む 824P
紀下418P

は勅一七二う言わした。
小錦上当摩公広麻呂・小錦下久奴力臣(麻呂)
の二人は、朝廷への出仕を禁じらる。
勤務しようにとため、官位を悉く奪わした。
それは、同月十四日のことであつた。(紀)
また、四月十八日には、三位麻続王が、罪
かあるとされて、因幡へ流された。(もつとも万巻一
二三には、伊勢国の伊良虞の島とある)
麻続王の子の一人は伊豆嶋(伊豆の大島か
もう一人は血震嶋(長崎県五島列島)へ
と流されていった。(紀)
十一月三日、宮の東の岳に登り、妖言。
(人をまどわすことば)を言いく、自分で首をはね
て死んだ者があつた。(紀)
天武天皇のあまりにも一途な治政について
宮の東の岳(築山のこと)であらうか、のう上か
ら宮に向かつて、精一杯声の限り批評し、思
の丈を遺言した後、――壮絶にも、自ら
己の首をはねて死んでいったのであろう。
しかしそれにして、自らの命を捨ててま

H5.12.18(4) 紀下 416 新 紀下415 新 紀下416 新
 容赦 2270 5,049P 常軌も返す 1086 携 1372P 憂国の士 2276P
 慨嘆 357P

でも言わなければならなかった事とは、一体何だったのだろうか。

直言して死んだこの憂国の士

の士の言葉に、表向き積極的な賛意を示せ

とが出来ないにしても、心を同じくし、慨嘆する者は多かったことであろう。

もしかしたら、

へ日本書紀編纂に携わっていた者達さえ

実は、憂え恐れる気持ちをも抱いていた

のかも知れない。人夫

①日本の全土から大勢の者達を掻き集めて、

巨大な墳墓を次々に作らせたばかりか、

また、平城の地の大湿原を陸地化する為

軌を逸した過酷な重労働を民に強要し、

②そしてまた、日本国民の故郷ともいうべき

大倭国（肥後国）を踏みにじるような、容赦

ない破壊を断行し、

③さらに、諸家の宝物を取りあげ、（天武紀三

年八月三日条）

④諸氏の山沢・島浦・林野・池を国に返上さ

せ、（天武紀四年二月十五日条）

⑤諸悪をなすな。若し犯せば、事に随ひて

後の世の
執筆者
達
言に
え709P
言辞
とば

5,050P

たつた
達人
1382
前領
ちよげん
直言
1460P
死さふ
気が触れる

といつて、人々をことごとく押えつけようと

しているのである。(天武紀四年二月十九日条)

●日本書紀の編纂者達は、耐え難い心の内の

苦しさをはたすら覆い隠し

現実の世の中の、眞の姿は

口を閉ざし、国を思う人々の、ひたむきな願いは

許される範囲内の可能な限りの言辞でもって

書きしるしたのではあるまいか。

●そして、恐らく、日本書紀の執筆者たちは

我が身を滅ぼしてまでも、この当時の政

治を批判し、国を愛し、憂えて死んでいった

者が居た

ということを、後の世の人に伝えられたの

だらう。さりと推し量られる

●いうまでもなく、妖言を言った後に自殺した

気の触れた者が、決して、正史に載せられる

のであれば、

となかなかであらう。

●また、自分で自身の首をはねて死んだ

というのだから、直言して死んだその人は、

必ずや、剣の達人だったのだらうと思われ

●いかも、天武紀四年十一月三日条には、はなはだ不審なことに、次のように記されてお

元3、21(火)
H11、12、8日(c)

5046P, 5056P

5,051P

こと

5048P 119へ
紀下420P 末2行へ

十一月三日、人有りて宮の東の岳に登りて、妖言して自ら刎ねて死ぬ。是の夜に當りて直せる者に、悉に爵一級賜ふとある。

ここに、蛇足ながら、えて言えは、へその日、たまたま当直していた、というだけの理由で爵一級を賜わるなどということは、通常あり得ない。

あるいは、自分で自分の首をはねて死んだ者の批評があまりにも辛辣であり、その死にかたも異常で仕絶であつたため、口封いの爲に、その有様を見ていた者達、全てに爵一級を賜つたのか、未知ない。

しかし、当直していた者達全部が爵一級を賜つたという事実を、他の朝臣たちが、かどうして納得し得ようか。

多分、へ蔽重な口封いをしたにもかかわらず、いっつか漏れてしまったと想像される。

✱

天武改行

紀下427^P
乗興 128^P 1214

記事 次837

5,052^P

改行

あ5048^P 井上320^P 11行
紀下425^P
三位

乗って行幸しておられる時、
天武天皇が車に
乗った行幸しておられる時、
天武天皇が車に
乗った行幸しておられる時、
天武天皇が車に

天武紀六年（六七七）四月十一日条には、
天武紀六年（六七七）四月十一日条には、
天武紀六年（六七七）四月十一日条には、
天武紀六年（六七七）四月十一日条には、
天武紀六年（六七七）四月十一日条には、

留めたように想到される。
留めたように想到される。
留めたように想到される。
留めたように想到される。
留めたように想到される。

うう。そこで、ただ単に「罪有り」と記すに
うう。そこで、ただ単に「罪有り」と記すに
うう。そこで、ただ単に「罪有り」と記すに
うう。そこで、ただ単に「罪有り」と記すに
うう。そこで、ただ単に「罪有り」と記すに

天武紀五年（六七六）九月十二日条に、
天武紀五年（六七六）九月十二日条に、
天武紀五年（六七六）九月十二日条に、
天武紀五年（六七六）九月十二日条に、
天武紀五年（六七六）九月十二日条に、

江戸時代、直訴したものは死罪

を見せしめ（他の者の今後の戒めとするため）
（かいたお 次郎 14行）

5,053^P

講義 1307^P

いきなり
直訴 952^P
かき知れない

新しだの（は）も知（わ）らない。
・なお、ごく一般的に見方をするならば、
へた（と）え、林田史名倉が、何か、天皇に対して不敬な言動を行なつたとしても、勅撰の正史である日本書紀に、そのような些事をいちいち書き連ねる（と）は、あるまい。✓
と思われ（る）で
・もしも、正史に記載する必要があるとすれば、何（なん）と言（い）つて誹（さい）つたのか、そしてそれがどのよう（な）重大な意味（い）を持（も）つていたのか、等々（ら）を併（あ）せ述べ（る）べきであらう。
（と）ころが、そういう（と）こ（と）には、一切（いっ）触（ふ）れられていない。
・やはり、天武天皇が苦心（くしん）惨憺（さんたん）して行（な）つておられる（と）ころ、つまり日本の歴史を（変）えようとしておられる（と）ころ、林田史名倉がその身（み）をも顧（か）みず、諫言（かんげん）を（申）し上（あ）げたのであ（う）う。
・しかし、当然（とうぜん）の（と）ころなから聞（き）き入（い）れられず、他の者（ほかのひと）達（たち）への（今）後の（戒）めとするため、日本書紀（よめい）は伊豆（いづ）島（しま）へ流（なが）された（と）して、林田史名倉は伊豆（いづ）島（しま）へ流（なが）された（と）ころ、直訴（ちきそ）した（と）はいえ、死罪（しざい）からは（軽）減（けいげん）された（と）ころ。✓
（*）直訴（ちきそ）した（と）はいえ、死罪（しざい）からは（軽）減（けいげん）された（と）ころ。✓

公の社会の秩序を保つ為
を無罪として放置することは出来なかつたの
だらう。

もつとも、人々に多大の苦役を強いて
現状には、天武天皇御自身も、大いに胸を痛
めておられたのだった。

天武紀九年（六八〇）十一月七日条には
「百官に詔して曰はく、
若し國家に利ある
らば、百姓を寛にする術有らば、
親ら申せ。詞理に合へば、
立てて法則と
せむ」とのたまふ
とある。

だが、
天武天皇の過酷なまでの政治
は続いていったようである。

天武紀十三年（六八四）閏四月二十四日条
に、
飛鳥寺の僧福楊が罪ありとされ、獄に下
されたとある。

5,055P

ではなろうか
水更135P

も5,046
も5051P
かも知れない

批難(非難) 1883P

米

● そして、五日後の二十九日条に、
「僧福楊、自ら頸を刺して死せぬ」
と記されている。
● もしかしたら、僧福楊は、
「国の政策方針を改めてほしい」と願
い、また、当今の政治に対する批難の意
味をも込め、自ら頸を刺して死んだの
かも知れないのではなろうか

350P

49.5.23(金)
H5.12.19(日)⑥
→

5.058^P

4元^{3/22}(水)⑥
→

ニ

前頁3行へ

米

③ こうしたわけで、諸王・諸臣が給ゆる封戸
の税も、必然的に、京より以西の国から
京より、以東の国へと替えられた
というこのように想像される。
・ なにしろ、最高の権力者である天皇が
すべは——それで全てが決まってしまう
のである。

前頁
3行へ

④4598² 古代朝鮮 218⁹ 新(1)-424
 同 ④4697¹⁰ 新(1)-424
 「て」 ⑤5041¹ 5075-1/2 5,059⁹
 絶滅 758¹ 滅亡次 19
 古代朝鮮 206⁰ 絶外 475⁹ OK
 改訂

唐軍、朝鮮半島から撤退

■六六〇年(斉明六年)に唐と新羅との連合軍が結成された時、平壤以南を新羅、以北を唐がそれぞれ領有することにした。

かーそれは、単なる表向きの約束であつて、唐が朝鮮半島全土を植民地にしようとする基本的な朝鮮政策に変わりはなかつた。
 ■新羅は、高句麗絶滅(六六八年。天智七年)の後、すくなくとも百濟だけは確保しようとした。だが唐は、百濟を復興して新羅の勢力拡大を抑え、やがて新羅をも支配下におさめようともくろんだ。(既述)

■さて、六七〇年(天智九年)六月に高句麗復興軍が唐軍と戦つたのを契機に、新羅は元高句麗大臣淵浄土の子安勝を高句麗王として迎え、唐と対立した。

■こうして六七六年(天武五年)に新羅は唐軍を武力でしりぞけ、三国統一を勝ちとつたのだった。

■統一新羅とは、新羅が百濟・高句麗を滅ぼした後に唐軍を朝鮮半島から追い出した六

H29(2017)8.20(日) ~ 9.5
 H30(2018)11.19(日) 戦戦大 169
 ~ 11.20(4回)

紀下426' 紀下400' 本2行
 676年(古代朝鮮 218' 世界史 末尾の表)
 935 676 259

令和元(2019)10.
 ~10.31(4回)
 令和2(2020)6/19(金)
 ~6.22(4回)

6/22 17/21
 6/20

七六年から新羅滅亡の九二五年までのおよそ二六〇年間をいう。(「古代朝鮮」井上秀雄) 日本放送出版協会、二〇六二一八頁参照。 第八十四章「高句麗滅亡」の項において既述。

新羅が唐軍を追いつめて三國統一を果した。 六七六年(天武五年)の十月十日、大乙上物部連摩呂(壬申乱の時、大友天皇に最期迄つき従っていた)を大使とし、大乙中山背直百足を小使(副使)として、新羅に遣わした。

唐軍が朝鮮半島から撤退したということは日本にとって、言葉に尽しかたいほどの朗報であった。 唐軍の急襲を予想しての戦戦なっただのである。

絶滅前夜